

高松市病院局建設工事中間検査等実施基準

第1 趣旨

病院事業管理者が締結した工事の請負契約に係る中間検査（高松市病院局建設工事検査要領（平成24年7月1日施行。以下「要領」という。）第4条の表第4号の中間検査をいう。以下同じ。）および監督員検査（高松市病院局工事請負契約約款（以下「約款」という。）第9条第2項第3号の規定により監督員が行う施工状況の検査をいう。以下同じ。）の実施基準を定めるものとする。

第2 中間検査および監督員検査の目的等

- 1 中間検査および監督員検査は、しゅん工検査を補完するためにしゅん工時点では不可視となる部分、施工中の各段階における施工状況等の確認・検査を行い、工品質の確保・向上および工事の良好な完成を図ることを目的とするものである。
- 2 中間検査および監督員検査は、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により契約の適正な履行を確保するため行う監督に属するものであるが、それぞれが対象とする検査の範囲は次のとおりである。

検査の区分	検査の対象	検査を行う者
(1) 中間検査	1の確認・検査のうち特に重要な部分	検査員
(2) 監督員検査	(1)に掲げるもの以外	監督員

第3 中間検査の対象

- 1 中間検査の対象は、別表の基準を参考に、工事の都度、総括監督員、主任監督員および専任監督員ならびに担当検査員があらかじめ協議して決定するものとする。なお、第2に規定する中間検査の目的等にかんがみ、単純な外形寸法の確認その他適否の判断が容易に行うことができるものは、中間検査の対象としない。
- 2 中間検査の対象および時期については、現場打合せ時等において、工事打合せ簿により、あらかじめ受注者に通知するものとする。
- 3 検査対象は、構造物の呼称、測点等で箇所を特定するものとする。ただし、工場検査等で全般の管理状況を対象とする場合は、この限りでない。

第4 中間検査の実施

- 1 監督員は、受注者に、中間検査の対象に係る出来形管理資料、品質管理資料および工事写真ならびに検査時に必要となる試験機器等を準備させるものとする。
- 2 検査員は、対象物等の外形、出来形等の実施確認に加え、工事過程の品質管理資料、工事写真等により、品質、性能等の確認を行うものとする。
- 3 検査員は、出来形、品質、性能等が設計図書等と不一致または不適合であると認めるときは、受注者に対して、その部分の修補を指示し、必要な指導・助言を行うことができるものとする。
- 4 検査員は、監督員に対し、当該工事についての指導および助言を行うことができる

ものとする。

第5 他の検査との関係

中間検査で確認した出来形部分については、しゅん工検査、部分しゅん工検査、出来形部分検査における確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要である場合は、この限りでない。

第6 監督員検査

- 1 監督員検査の対象は、別表の基準による。
- 2 第3の2および3ならびに第4の1から3までの規定は、監督員検査について準用する。この場合において、第4の2および3中「検査員」とあるのは、「監督員」と読み替えるものとする。

附 側

この基準は、要領の施行の日から施行する。

別表 中間検査および監督員検査の実施基準表（第3，第6関係）

工 種		実施対象	検査時期	検査項目	検査の頻度
基礎工	(1)直接基礎	重要構造物	床掘完了時	支持地盤、基準高、幅	独立構造物 個々につき1回 連続構造物 最長区間等につき1回
	(2)杭基礎	重要構造物	杭頭処理完了時	偏心量、基準高、径、支持地盤、支持力（既製）	
	(3)置換工	重要構造物	掘削完了時	支持地盤、置換材料	
	(4)その他	重要構造物	(1)～(3)に準ずる	(1)～(3)に準ずる	
鉄筋工		重要構造物 橋梁床版（橋長10m以上）	鉄筋組立完了時	鉄筋数量、間隔、継手構造、使用材料、かぶり	1 構造物（連続構造物は最長区間等）につき1回
ため池（堤体遮水ゾーン、底樋、洪水吐）の基礎工		直接基礎	床掘完了時	支持地盤、基準高、幅透水性（底樋基礎工）	全て
		置換工	置換、地盤改良完了時	支持力、透水性基準高、幅	
舗装工	路床工	1,000㎡/1 工事以上	施工完了時	使用材料、平板載荷、現場密度、ブルフローリング状況	1 工事につき（段階部分施工時は最大面積施工時）1回
	路盤工				
土工	盛土工	5,000㎡/1 工事以上 盛高10m以上	施工途中 部分完了時	現場密度、使用材料 管理方法	1 工事につき1回
	補強盛土工	盛高5m以上	施工途中 部分完了時	設計（管理）値との比較 使用材料、管理方法	1 工事につき1回
	軽量盛土工	盛高5m以上	施工途中 部分完了時	設計（管理）値との比較 使用材料、管理方法	1 工事につき1回
橋梁工	鋼橋	仮組立を行う場合	仮組立完了時	キャンバー、寸法等	1 工事につき1回
	PC橋ポストテンション	全橋梁	鉄筋組立完了時	鉄筋数量、間隔、継手構造、 使用材料、かぶり	1 工事につき1回
			プレストレス導入時	設計値との対比 管理方法	1 工事につき1回
	PC橋プレテンション	橋長15m以上	工場製作途中	工場の品質管理状況	1 工事につき1回
落石防止装置	橋長15m以上	固定アンカー 施工完了時	アンカー引張試験	1 工事につき1回	

塗装工		200㎡/1工事以上	ケレンまたは清掃・錆落とし完了時	ケレンまたは清掃錆落とし状況	1工事につき1回
現場吹付法枠工		法枠鉄筋挿入面積500㎡/1工事	鉄筋挿入完了時	ロックボルトの引き抜き試験	1工事につき1回以上適時
アンカー工		グラウンドアンカー	緊張完了時	定着時緊張力確認試験 残存引張力確認試験 リフトオフテスト	1工事につき1回以上適時
トンネル工	支保工	全トンネル	施工途中部分完了時	NATMの場合 ロックボルトの本数・長さ、吹付厚	1工事につき1回以上適時
	覆工		施工途中部分完了時	覆工厚	1工事につき1回以上適時
管路工	開削工	下水道 上水道	基礎完了時	幅、厚さ、締固状況	1工事につき1回
			管渠据付完了時	継手状況、管底高 管中心線	1工事につき1回
	推進工(シールドを含む。)	下水道 上水道	推進開始前	推進機械設置高、鏡切状況、 推進管材料	推進箇所全数
	管敷設工	圧力管路	敷設完了時	水圧検査	1工事につき1回
港湾・海岸	基礎工	ケーソン工・セルラーブロック・異形ブロック等	床掘完了時	水深、法面勾配	1工事につき1回
			敷砂完了時	天端高、幅、法面勾配	
			捨石、被覆石完了時	天端高、幅、法面勾配 均し状況	
	鉄筋工		鉄筋組立完了時	鉄筋数量、間隔、継手構造、 使用材料、かぶり	1構造物につき1回
	矢板工	仮設を除く	施工途中部分完了時	使用材料、中心位置、天端高、 傾斜、控工の設置状況	1工事につき1回以上適時
地盤改良工	サンドコンパクション、 サンドドレーン、 深層混合処理等	工種により適時	工種により適時	工種により適時	
ダム工		工事ごとに別途定める。			
工場製品(コンクリート製品)		JIS規格外の一定規模の鉄筋構造物	工場製作途中	工場の品質管理状況	1工事につき1回
建築(新増築)	杭地業	階数(地階を除く。)3以上かつ延べ面積500㎡以上の建物 または延べ面積1,000㎡以上の建物	杭頭処理完了時	偏心量、基準高、径、支持地盤、支持力(既製)等	1建築物につき1回
	鉄筋工		鉄筋組立完了時	鉄筋数量、間隔、継手構造、 使用材料、かぶり等	1建築物につき1回(○階組立完了時)
	鉄骨工		鉄骨組立完了時	建て方精度、接合状況、 使用材料等	1建築物につき1回(○階節立完了時)
	防水工		下地処理完了時	下地処理、使用材料、 施工状況等	1建築物につき1回
	屋根工		下葺き完了時	使用材料、 施工状況等	1建築物につき1回
建築(改修)	防水工	(1) 単一工種については当初請負金額2,500万円以上 (2) 大規模改修(複数工種)については5,000万円以上 (2)は、2以上の工種に該当する場合は、 主要な工種に適用する。	下地処理完了時	下地処理、使用材料、 施工状況等	1工事につき1回
	屋根工		下葺き完了時	使用材料、 施工状況等	1工事につき1回
	外壁工		下地処理完了時	下地処理、使用材料、 施工状況等	1工事につき1回
	内装工		主な工種の下地処理完了時	下地処理、使用材料、 施工状況等	1工事につき1回
	塗装工		下地処理完了時	下地処理、使用材料、 施工状況等	1工事につき1回
	建具工		枠等取付完了時	取付精度、使用材料、 施工状況等	1工事につき1回
	耐震改修		RC壁増設、鉄骨ブレース設置、 柱補強等のあと施工アンカーの強度、 下地処理状況、使用材料、 施工状況等	1工事につき1回	
	環境配慮改修		断熱工事、屋根緑化、 危険物の除去等の下地処理状況、 使用材料、施工状況等	1工事につき1回	

計装, 機械, 設備工	完成時に確認できない隠ぺい工事で特に重要部分	施工完了, 隠ぺい前	取付精度, 使用材料, 施工状況等	1 工事につき適時
	その他	検査員との協議による		1 工事につき適時
その他	完成後に内部の施工の適否を確認し難い工事等について, 上記の各工種の基準を参考に行うものとする。			
	しゅん工検査時に出来形の測定または検査をすることができない工事について, 特に重要な部分を確認するものとする。			

備考

- 1 基礎工の項および鉄筋工の項において「重要構造物」とは、橋台・橋脚（橋長 15 m 以上）、函渠（内空断面積 4 m² 以上）、RC 擁壁（直高 6 m 以上）水門、堰堤、樋管・樋門等をいう。
- 2 工場製品（コンクリート製品）の項において「一定規模」とは、函渠（内空断面積 4 m² 以上）、擁壁（直高 3 m 以上）等をいう。